

一般社団法人AMUSE  
学生等リクルートに伴う飲食代金支出に関する要綱

平成31年4月22日 制定  
令和2年3月20日 改定

1 リクルート対象者への飲食等の提供

卒業後に旭川医科大学外科学講座への入局を希望、あるいは入局が見込まれる医学生及び初期研修医を対象に情報提供の場を設け、また入局勧誘（以下、「学生等リクルート」という）のため、飲食等の提供を行うものである。

(1) 学生等リクルート対象者の定義

学生等リクルート対象者とは旭川医科大学外科学講座へ入局を希望及び入局が見込まれる医学生又は入局先が未定の初期・後期研修医とする。

(2) 次に掲げる者はリクルート非対象者とみなす。

- ① 医学生でない者
- ② 入局先が決まっている初期研修医
- ③ 遠隔地からの留学生など旭川医科大学外科学講座に入局しないことが明白である者
- ④ その他医局長が非対象者と判断した者

2 飲食代金の支出について

学生リクルートに係る飲食の提供は一次会までとし、対象者一人につき飲食代金は5千円を上限とする。飲食代金は次に掲げる算出方法に基づいてAMUSEが助成する。

(1) 助成金額算出方法の基本原則

対象者一人につきかかる上限金額5千円に対象者人数を乗じた金額をAMUSEの負担金額とする。上限を超えた額について一切AMUSEより負担は行わない。ハンズオンセミナー、ウェットラボ又はドライラボの助成金額算出方法についても同様とする。

入局先未定の初期研修医が旭川医科大学外科学講座に入局した場合は当該初期研修医についてリクルート活動を行う理由が消滅する為AMUSE入会届申請日の前日までの学生等リクルート費用についてのみ助成対象とする。

(2) AMUSE主催の学生等リクルート公式行事の取扱

合同医局説明会並びにアドバンス説明会はAMUSEの学生等リクルート公式行事とする。当該二行事に限り懇親会終了後の学生又はAMUSE社員にかかる二次会の飲食代金についても学生又はAMUSE社員の飲食代金はAMUSEの負担とする。

- (3) 大規模なAMUSE主催の学生リクルート公式行事の取扱  
レジナビFair並びにバーベキュー大会等、学生等リクルートの性格を含む大規模なAMUSE主催の学生リクルート公式行事の開催に際し、飲食代金等開催にかかる費用は全てAMUSEが負担する。但し当該行事参加者の一部から参加費用を徴収することを妨げない。

### 3 飲食代金の支払いと精算方法

- (1) 公式行事以外の学生リクルートに関わる飲食代金は、引率の社員（以下、担当社員という）が現地で支払い（立替払い）を行い現に支払った金額の領収書を受領すること。
- (2) 前号の飲食代金について、後払い（付け払い）が可能な店舗を利用した場合は、担当社員が必ず請求書を受領すること。
- (3) 前二号の領収書あるいは請求書の宛名は、「一般社団法人AMUSE」または「一社AMUSE」とすること。
- (4) 飲食代精算書等の提出はまず各医局長に提出をし、医局長の許可が得たものに限り事務局への提出ができるものとする。
- (5) 前号の領収書による飲食代金の精算あるいは請求書の提出に際しては、別紙「飲食代精算書」に担当社員（精算支払い者または請求書受領者）の氏名及び参加をした対象者に該当する医学生又は初期研修医全員の氏名等の必要事項を記載のうえ、領収書あるいは請求書を添付し速やかにAMUSE事務局へ提出のこと。なお後払いによる請求書の提出の際は、事務局で精算書内容を確認後対象者一人につき5千円を乗じて得た額（AMUSE負担分）を超える請求があるときは、その超過金額について担当社員に負担を求めるものとし、社員負担分受領後、AMUSEが一括して支払うものとする。
- (6) 前号の飲食代金の現地で支払い（立替払い）があった場合、学生に係る飲食代金については、第2項第1号の規定に基づき、事務局で精算書内容を確認後、立替払いを行った担当社員に速やかに支払うものとする。

### 4 その他

- (1) 領収書あるいは請求書の金額は、学生及び担当社員の飲食代金を含む現に支払った額、あるいは付け払い額とすること。
- (2) 学生等リクルート活動を行う際は旭川医科大学外科学講座に入局意思のある者及び入局を希望する者に限定するように努め、関連施設から明確な目的をもった支援金であることを意識すること。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月22日から施行する。
- 2 従前の学生リクルートに伴う飲食代金支出に関する内規は、廃止する。
- 3 改定された本要綱は令和2年3月20日から施行する。